

●香川県告示第356号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により平成10年香川県告示第95号で指定した通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定を次のとおり解除する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において令和4年12月27日から令和5年1月23日まで一般の縦覧に供する。

令和4年12月27日

香川県知事 池田豊人

1 指定を解除する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道（193号）	高松市塩江町安原下第3号字鮎滝上437番6地先から 高松市塩江町安原上東字北井327番2地先まで

2 指定を解除する期日 令和4年12月27日